

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及び藤沢市市税条例に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 主たる定置場を藤沢市内に定めている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有する納税義務者に対し、軽自動車税(種別割)を賦課する。 (2) 軽自動車税(種別割)の徴収は普通徴収によって行うが、これについて納税通知書及び納付書を作成し、納税義務者に送付する。 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の軽自動車税(種別割)申告に基づき、登録等を行い、標識及び証明書の交付等をする。 (4) 軽自動車及び二輪の小型自動車の軽自動車税(種別割)申告に基づき、登録等を行う。 (5) 軽自動車税(種別割)に対する課税について、これに係る賦課額の減免申請が提出された場合には、申請の内容を審査しこれに対処する。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 軽自動車税(種別割)の納税義務者の特定を行う事務 (2) 軽自動車税(種別割)の賦課に係る通知書等の発送事務 (3) 軽自動車税(種別割)の減免に係る事務
③システムの名称	軽自動車税課税システム 宛名管理システム 市町村CS 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課マスタデータファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税制課 軽自動車税担当
②所属長の役職名	税制課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 財務部 税制課 軽自動車税担当 0466-50-3570		
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した	
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	登録事務や賦課決定処理等人手が介在する局面ごとに複数人での確認作業を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づいた特定個人情報保護の研修に担当者1名が参加し、内容を周知しているほか、特定個人情報を取り扱う職員全員がeラーニングによる研修を受講している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	(削除)	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和6年12月18日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一 16の項	番号法第9条第1項及び別表 24の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和6年12月18日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	別表第二 27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年3月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 2 取得者数	令和2年3月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年12月18日	IV リスク対策 8 人出を介在させる作業		(新規項目)回答と判断の根拠を追記	事後	
令和6年12月18日	IV リスク対策 11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		(新規項目)回答と判断の根拠を追記	事後	
令和7年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2024年4月1日時点	2025年1月1日時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和7年2月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2024年4月1日時点	2025年1月1日時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの